

新旧対照表

新	旧
<b>秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用</b>	<b>秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用</b>
<b>要綱第2条関係（定義）</b>	<b>要綱第2条関係（定義）</b>
<p>1 要綱第2条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。</p> <p>＜現場閉所困難工事の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事</li> <li>・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））</li> </ul> <p>2 要綱第2条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。</p> <p>①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間      ②工事全体を一時中止している期間      ③夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間      ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間</p>	<p>1 要綱第2条(3)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。</p> <p>＜現場閉所困難工事の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）</li> <li>・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））</li> </ul> <p>2 要綱第2条(4)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。</p> <p>①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間      ②工事全体を一時中止している期間      ③夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間      ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間</p>
<b>要綱第3条関係（休日）</b>	<b>要綱第3条関係（休日）</b>
<p>1 現場閉所の確認方法</p> <p>発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。</p> <p>なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</p> <p>2 交替制の確認方法</p> <p>発注者は、受注者に対し、別紙3-1「履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。</p> <p>なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</p>	<p>1 現場閉所の確認方法</p> <p>発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付したものと提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。</p> <p>なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</p> <p>2 交替制の確認方法</p> <p>発注者は、受注者に対し、別紙3-1「履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付したものと提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。</p> <p>なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</p>
<b>要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）（略）</b>	<b>要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）（略）</b>
<b>要綱第5条関係（工事成績評定）</b>	<b>要綱第5条関係（工事成績評定）</b>
<p>1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。</p> <p>なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。</p> <p>2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出て</p>	<p>1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。</p> <p>なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。</p> <p>2 要綱第5条の_____「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出て</p>

<p>いる場合は、②の対象に含めるものとする。また、_____③についても同様とする。</p> <p><u>③ 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。</u></p>	<p>いる場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>要綱第6条関係（工期変更）（略）</p>	<p>要綱第6条関係（工期変更）（略）</p>
<p>要綱第7条関係（工事費の積算）</p>	<p>要綱第7条関係（工事費の積算）</p>
<p>1 漁港関係工事における積算は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 発注者指定型 当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、その補正係数を除した変更とし、契約書第<u>24</u>条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。</p> <p>(2) 受注者希望型 当初予定価格は<u>月単位の</u>週休2日の補正係数は考慮しない。 なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第<u>24</u>条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。</p> <p>(3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。</p> <p>(4) 市場単価の補正係数は別表2による。</p> <p>(5) 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理は別表3による。</p>	<p>1 漁港関係工事における積算は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 発注者指定型 当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、その補正係数を除した変更とし、契約書第<u>25</u>条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。</p> <p>(2) 受注者希望型 当初予定価格は_____週休2日の補正係数は考慮しない。 なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第<u>25</u>条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。</p> <p>(3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。</p> <p>(4) 市場単価の補正係数は別表2による。</p> <p>(5) 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理は別表3による。</p>
<p>要綱第8条関係（その他）</p>	<p>要綱第8条関係（その他）</p>
<p>1 余裕を持った工期設定を行うこと。</p> <p>2 発注者は、施工計画書及び実施工工程表について、<u>週休2日</u>を考慮したものを受け注者に提出させるものとする。</p>	<p>1 余裕を持った工期設定を行うこと。</p> <p>2 発注者は、施工計画書及び実施工工程表について、<u>4週8休以上</u>を考慮したものを受け注者に提出させるものとする。</p>
<p>3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。</p>	<p>3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この運用は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和7年9月5日水-640 一部改正）</u></p> <p><u>1 この運用は、令和7年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この運用による改正後の秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用の規定は、令和7年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この運用は、令和6年10月1日から施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

(別表)

別表1 漁港関係工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1) 現場閉所及び交替制

		通期の週休2日工事 (4週8休以上)	月単位の週休2日工事 (4週8休以上)
労務費			1.02
		補正なし	—
共通仮設費率			1.02
現場管理費率			1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

(別表)

別表1 漁港関係工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1) 現場閉所及び交代制

	4週8休未満	通期の週休2日工事 (4週8休以上)	月単位の週休2日工事 (4週8休以上)
労務費			1.04
機械経費(賃料)			1.02
共通仮設費率	補正なし	補正無し	1.02
現場管理費率			1.03
現場閉所率	28.5%未満	28.5%以上	28.5%以上

別表2 漁港関係工事における市場単価の補正係数

名称	現場閉所		交替制	
	月単位	月単位	月単位	月単位
1 底面工		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
2 マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.00		1.00
3 支保工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
4 足場工		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
5 鉄筋工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
6 吊鉄筋工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
7 型枠工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
8 コンクリート打設工 (ポンプ車打設)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
9 止水板工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
10 上蓋工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
11 伸縮目地工		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
12 係船柱取付		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
13 防舷材取付		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
14 車止・縁金物取付		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
15 係船柱撤去		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
16 防舷材撤去		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
17 車止撤去		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
18 電気防食取付		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
19 防砂目地板取付工 (陸上施工)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
20 防砂目地板取付工 (水中施工)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
21 吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
22 港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
23 ペトロラタム被覆		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
24 現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
25 現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
26 かき落とし工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
28 汚濁防止枠設置・撤去		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
29 灯浮標設置・撤去		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)		<u>1.00</u>		<u>1.00</u>
30 汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
異形ブロック製作 型枠工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
31 異形ブロック製作 コンクリート打設工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
異形ブロック製作 給熱養生		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>

別表2 漁港関係工事における市場単価の補正係数

名称	現場閉所		交代制	
	通期	月単位	通期	月単位
1 底面工		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
2 マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		<u>1.00</u>		<u>1.00</u>
3 支保工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
4 足場工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
5 鉄筋工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
6 吊鉄筋工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
7 型枠工		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
8 コンクリート打設工 (ポンプ車打設)		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
9 止水板工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
10 上蓋工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
11 伸縮目地工		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
12 係船柱取付		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
13 防舷材取付		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
14 車止・縁金物取付		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
15 係船柱撤去		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
16 防舷材撤去		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
17 車止撤去		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
18 電気防食取付		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
19 防砂目地板取付工 (陸上施工)		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
20 防砂目地板取付工 (水中施工)		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
21 吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
22 港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
23 ペトロラタム被覆		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
24 現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
25 現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
26 かき落とし工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
28 汚濁防止枠設置・撤去		<u>1.02</u>		<u>1.02</u>
29 灯浮標設置・撤去		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)		<u>1.01</u>		<u>1.01</u>
30 汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
異形ブロック製作 型枠工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
31 異形ブロック製作 コンクリート打設工		<u>1.04</u>		<u>1.04</u>
異形ブロック製作 給熱養生		<u>1.03</u>		<u>1.03</u>

### 別表3 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用」により、週休2日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

#### 1 適用積算基準

漁港漁場関係工事積算基準により積算するものに適用する。

#### 2 端数処理

##### 2-1 労務費

$$\cdot \text{労務単価①} = \text{労務単価} \times \text{割増賃金係数} \times \text{週休2日補正係数}$$

端数処理：整数2位止め（整数第1位四捨五入）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

##### 2-2 市場単価

$$\cdot \text{市場単価①} = \text{補正前市場単価}$$

$$\cdot \text{市場単価②} = \text{市場単価①} \times \text{単価補正（施工規模等補正）}$$

端数処理：整数止め（少数第1位切り捨て）

※「鉄筋加工組立」は、小数第2位止め（小数第3位切り捨て）

$$\cdot \text{市場単価③} = \text{市場単価②} \times \text{週休2日補正係数}$$

端数処理：整数止め（少数第1位切り捨て）

### 別表3 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用」により、週休2日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

#### 1 適用積算基準

漁港漁場関係工事積算基準により積算するものに適用する。

#### 2 端数処理

##### 2-1 労務費

$$\cdot \text{労務単価①} = \text{労務単価} \times \text{割増賃金係数} \times \text{週休2日補正係数}$$

端数処理：整数2位止め（整数第1位四捨五入）

##### 2-2 機械経費（賃料）

1) 10,000円以上

・有効3桁止め（有効4桁目四捨五入）

2) 10,000円未満

・整数止め（少数第1位四捨五入）

##### 2-3 市場単価

$$\cdot \text{市場単価①} = \text{補正前市場単価}$$

$$\cdot \text{市場単価②} = \text{市場単価①} \times \text{単価補正（施工規模等補正）}$$

端数処理：整数止め（少数第1位切り捨て）

※「鉄筋加工組立」は、小数第2位止め（小数第3位切り捨て）

$$\cdot \text{市場単価③} = \text{市場単価②} \times \text{週休2日補正係数}$$

端数処理：整数止め（少数第1位切り捨て）